

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、患者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関や相談支援体制が乏しい等の理由により、必要な治療及び支援を受けられていない現状がある。
- そうした中、国において 2018 年 10 月にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、法において、都道府県は国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を基本としつつ、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないとされた。
- これを踏まえ、県の実情に即した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を 2019 年度中に策定し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 策定体制

愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）及び下部組織であるワーキンググループ（以下「策定WG」という。）において検討を実施。

○策定会議構成員

保健・医療関係者、ギャンブル等依存症当事者・家族、公営競技施行者 等

3 計画の内容

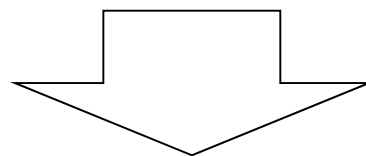
(1) 計画の期間

2020 年度から 2022 年度までの 3 年間

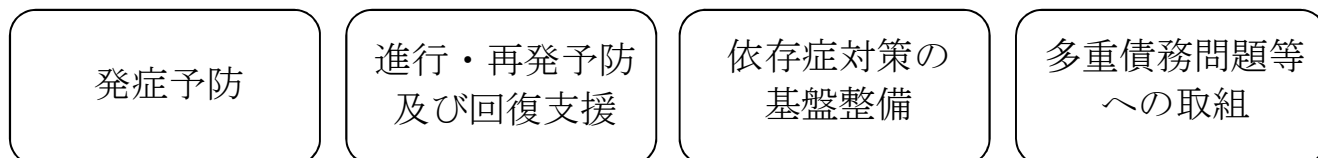
(2) 計画の体系

《基本理念》

- ア ギャンブル等依存症の進行等の各段階に応じた支援
- イ 多重債務、貧困等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮



《取り組むべき分野》



(3) ギャンブル等依存症対策に関する主な取組

I 発症予防

1 予防教育・普及啓発

- 依存症の理解を深めるための普及啓発
- 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組
- 消費者向けの総合的な情報提供 等

2 アクセス制限

- 本人・家族申告によるアクセス制限 等

II 進行・再発予防及び回復支援

1 相談支援

- ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援
- 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応 等

2 家族への支援

3 医療提供体制の整備

4 民間団体の活動に対する支援

5 社会復帰支援

- 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上
- ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

III 依存症対策の基盤整備

1 依存症対策の体制整備

- 包括的な連携協力体制の構築
- 関係事業者における依存症対策責任者の設置等による体制整備

2 人材の確保

IV 多重債務問題等への取組

1 多重債務問題への取組

2 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

4 策定経過及び今後の予定

- 2019 年 8 月 1 日 第 1 回策定会議開催 [基本法等の概要説明]
- 9 月 11 日 第 1 回策定WG開催 [県関係課の取組確認]
- 11 月 25 日 第 2 回策定WG開催 [計画素案の検討及び決定]
- 12 月 13 日 第 2 回策定会議開催 [計画素案の修正及び計画案の検討]
- 2020 年 1 月 下旬 パブリックコメントの募集（2 月下旬まで）
- 3 月 19 日 第 3 回策定会議開催 [計画案の決定]
- 3 月 下旬 愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定・公表